附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十八年度における被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。次項において同じ。）及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会（次項において「日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会」という。）に係る介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

3　平成二十八年度における被用者保険等保険者及び日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年八月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十四号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十一平成二十年三月の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十九年三月	四千二百六十八万円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○文化庁告示第五十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年八月十四日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄	下欄	
名称	指定告示	地方公共団体名
釜尾古墳	大正十年内務省告示第三十八号	熊本市（熊本県）

○文化庁告示第五十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項の規定及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年八月十四日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
大鳥井山遺跡	平成二十二年文部科学省告示第十二号	横手市（秋田県）
北大東島燐鉱山遺跡	平成二十九年文部科学省告示第七号	北大東村（沖縄県）

○農林水産省告示第千三百十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年八月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

1　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第26170号
2　品種登録の年月日　平成29年8月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Allium hollandicum R. M. Fritsch x Allium karataviense Regel
4　登録品種の名称　札幌3号
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
茨城県つくば市観音台三丁目1番地1
7　出願公表の年月日　平成25年8月30日

1　品種登録の番号　第26171号
2　品種登録の年月日　平成29年8月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Allium ampeloprasum L.
4　登録品種の名称　シナノイッキュウ1号
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社オサダ
長野県中野市大字江部297―6
7　出願公表の年月日　平成21年9月24日

1　品種登録の番号　第26172号
2　品種登録の年月日　平成29年8月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Allium sativum L.
4　登録品種の名称　八幡平バイオレット
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
八幡平市
岩手県八幡平市野駄第21地割170番地
7　出願公表の年月日　平成23年1月28日

1　品種登録の番号　第26173号
2　品種登録の年月日　平成29年8月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Allium sativum L.
4　登録品種の名称　でんま一番星
5　育成者権の存続期間　25年